



平成 21 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 柳本 孝志  
 (JASDAQ・コード2428)  
 問 合 せ 先  
 役 職・氏 名 取締役業務部長 萬 範 幸  
 電 話 011-809-3301

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 9 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

グループ経営管理の実行とガバナンス確立のため、さらなる内部管理体制の強化を目的とし、取締役の員数の上限を 6 名から 10 名に変更するものであります。

また、社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 26 条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。

##### 2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 15 条 (条文省略)	第 1 条～第 15 条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第 16 条 当社の取締役は、 <u>6</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第 16 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第 17 条～第 25 条 (条文省略)	第 17 条～第 25 条 (現行どおり)
(新 設)	(社外取締役の責任免除) <u>第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 <u>26</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 <u>27</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)

3. 日程

取締役会決議

平成21年8月31日

株主総会開催日

平成21年9月26日

以上